（様式第２号）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市障害者地域活動支援センター事業（Ｉ型）業務委託
委託業務場所	大津市内
概要	障害者が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進等の便宜の供与、また、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を行う。
契約期間	令和４年　４月　１日から　　令和５年　３月３１日まで
契約年月日	令和４年　４月　１日
契約金額	１か月あたり９０５，０００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市桜野町一丁目１０番５号 〔名　称〕医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センター　オアシスの郷 〔所在地〕大津市中庄一丁目１５番１８号 〔名　称〕医療法人藤樹会 障害者相談生活支援センター　やすらぎ
契約相手方の選定理由	当該委託事業の前身は、精神障害者地域生活支援センターであり、障害者自立支援法の施行により、同様の事業が当該事業として、市町村の事業に位置付けられたが、その際、当事業に移行できたのは、当事業の前身である精神障害者地域支援センター事業を実施する事業者に限られていたことと国の定める人員配置基準を満たすことからも、この事業者しか実施できないものであることから、当該事業の随意契約の相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。